

県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領

（目 的）

第1 この要領は、鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村が、災害時に必要と見込まれる物資又は資機材の標準的な品目及び数量（以下「共通品目等」という。）等を連携して備蓄し、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行することを目的に次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（避難人口の想定）

第2 災害により避難所に収容し、保護する住民の人数（以下「避難人口」という。）は、原則として鳥取県地震津波防災減災アクションプラン（令和6年9月）の最大避難想定人数2万4千人を想定するものとする。ただし、別紙において人数を別に定めた場合はこの限りでない。

（県と市町村の役割）

第3 （1）県は、被災状況などに応じて活用することが見込まれる仮設トイレ、ストーブ、発電機、その他大型の資機材や市町村のバックアップ用資機材（簡易ベッド、プライバシーテント等）を備蓄するものとする。

（2）市町村は、水や食料など発災後すぐに必要となる物資や避難者に身近な資機材等を中心に備蓄するものとする。

（備蓄方法）

第4 （1）市町村が備蓄する共通品目等は別紙のとおりとする。なお、各市町村の備蓄数量は、人口按分により算定する。

また、市町村が既に保有している共通品目等と同等の品目の備蓄については、必要とする連携備蓄のなかに含めることができるものとする。

（2）共通品目等は、原則、現物の保有による備蓄とし、流通在庫型（あらかじめ事業者と協定などを結び、災害時に必要となる物資を優先的に購入する方法）及びランニングストック型（自治体が購入した物資を事業者の物流拠点に寄託し、事業者はそれを販売用在庫として利用しながら常に一定量を管理・保管する方法）備蓄をしないものとする。ただし、ランニングストック型備蓄については、備蓄を行う市町村内又は近隣の市町村内の物流拠点で常に必要な数量が保管され、発災後速やかに搬出又は輸送できることが可能である場合はこの限りでない。また、別紙において他の手段により確保できた場合に限り現物の保有による備蓄としないことができるとしたものについても同様とする。

（備蓄場所等の確保）

第5 （1）共通品目等は、速やかに搬出又は輸送できるようにしておくものとする。

（2）連携備蓄以外の備蓄と同じ場所に連携備蓄を備蓄する場合は、連携備蓄とその他の備蓄を区別して備蓄するものとする。

（3）連携備蓄は、搬出が容易な位置に配置し、内容物と数量をそれぞれ明示しておくものとする。

（災害時の応援等）

第6 （1）被災市町村を応援する市町村（以下「応援市町村」という。）は、原則として県が調整して決定するものとする。

（2）前項によらない他の市町村で、被災市町村を応援する場合は、あらかじめ県へ連絡するものとする。

(応援輸送の手段等)

第7 県から指定された応援市町村は、速やかに被災市町村へ連携備蓄の輸送を行うものとする。ただし、被災状況等によっては県と応援市町村間で輸送手段等を調整するものとする。

(応援経費の負担等)

第8 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

(更新の経費負担等)

第9 (1) 共通品目等で消費期限及び耐久期限等のあるものは、期限の到来を考慮して、同等の品目をもって更新するものとする。

(2) 前項の更新に要する経費は、当該品目の備蓄を行う県及び市町村の負担とする。

(連携備蓄の状態保持等)

第10 (1) 連携備蓄の共通品目等は、定期的に点検を行い良好な状態の保持に努めるものとする。

(2) 市町村は、毎年度4月1日時点における連携備蓄とその他の備蓄の現況を県に報告するものとし、県は取りまとめた結果に県の備蓄分を加えて市町村と情報を共有する。

(その他)

第11 この要領の実施に必要な事項及びこの要領に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年7月6日から施行することとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行することとする。

附 則

この要領は、平成26年7月16日から施行することとする。

附 則

この要領は、平成26年12月16日から施行することとする。

附 則

この要領は、平成31年3月14日から施行することとする。

附 則

この要領は、令和2年12月3日から施行することとする。

附 則

この要領は、令和8年8月14日から施行することとする。

(別紙)

連携備蓄する共通品目等 (①～②② H30. 10. 1 時点のデータで算出 ②①②R2. 4. 1 時点のデータで算出)

品目	数値根拠		全体数量 (A×B)	
	1人／日当たり単位数量A	備蓄対象人数B		
①保存食（一般用）	1人×健常者の割合×3食／1日		2万4千人 (鳥取県地震津波防災減災アクションプラン)	46,800食 内、アレルギー対策食品11,700食 ※全体の25%
	翌日の昼食からは救援分に対応 健常者の割合＝(1－災害時要配慮者の割合)＝0.650 1人×0.650×3食＝1.950食			
②災害時要配慮者用保存食 (アルファ米がゆ等)	1人×災害時要配慮者の割合×3食／1日		2万4千人	25,200食
	災害時要配慮者の割合とは 高齢者(65歳以上) 175,389人 乳幼児(0～2歳) 13,162人 計 188,551人 188,551人／県人口 560,517人 (平成30年度当時)÷0.350 1人×0.350×3食＝1.050食			
③粉乳・ミルク	粉乳	1人×乳児の割合×必要量／1日	2万4千人	88,128g (※5参照) 内、アレルギー対策食品 8,812g ※全体の10%
		乳児(0～1歳)数 8,570人 乳児の割合 8,570人／県人口560,517人 (平成30年度当時)＝0.0153 最大想定避難者数のうち乳児数 24,000人×0.0153＝367.2人 粉乳備蓄量 300g/人・日×367.2人×8割(液体ミルク備蓄分を除く)＝ <u>88,128g</u> ＜参考＞ 粉乳備蓄量を缶数に換算した場合 88,128g/800g・缶＝111缶 ※保育所等における在庫等の利用等、確実に確保できる体制を整えた場合も備蓄として取り扱うことができる。 ※缶入りの粉乳のほか、キューブタイプのミルクを備蓄することができる。		
	液体ミルク	※国内での液体ミルクの製造・販売解禁に伴い、粉乳の一部を液体ミルクに置き換えて備蓄する(※5参照)	2万4千人	696本(※5)
④保存水 (ペットボトル)	必要量／1日 1人3リットル／1日		2万4千人	72,000 ^{リットル}
⑤飲料水用ポリタンク、給水パック(袋)	1人×1個／1世帯 1世帯(2.70人)に1個 1／2.70人＝0.37個		2万4千人	8,880個

品目	数値根拠			全体数量 (A×B)
	1人／日当たり単位数A		備蓄対象人数B	
⑥哺乳ビン	哺乳瓶	1人×乳児の割合×1個／1人 ----- 1人×0.0153 =0.0153個	2万4千人	368個
		使い捨て哺乳瓶 液体ミルクの備蓄本数と同数の備蓄本数とする。	2万4千人	696個
⑦トイレット ペーパー	1人×4ロール／100人×必要量／1日 ----- 100人で1日4ロール 1人×4ロール／100人×1日= 0.04ロール		2万4千人	960ロール
⑧生理用品	1人×生理用品が必要な人の割合×必要量／1日×生理用品 が必要な日数 ----- 生理用品が必要な人の割合(12～50歳女性) 110,779人／県人口560,517人 (平成30年度当時)=0.198 必要量／1日=1人4個 生理用品が必要な日数=7日／28日=0.25 1人×0.198 ×4個×0.25 =0.198個		2万4千人	4,752個
⑨折畳式簡易 トイレ (パック式セッ ト)	トイレ 本体	1セット／50人 ----- 避難所等における共同利用を想定(50人に1セット) 1セット／50人=0.02セット	2万8千4百人	568セット (※1)
	収集袋 及び凝 固剤	1人×5セット/日 ----- 収集袋1袋と凝固剤1個を1セットとして取扱う。 1日目の下水道の機能支障人口分とする。 (トイレに支障ある在宅被災者についても配布)		142,000セッ ト (個) (※2)
⑩毛布	避難者数 × 1枚 ----- 避難所への避難者1人あたり1枚 24,000人×1枚/人 = 24,000枚		2万4千人	24,000枚
⑪紙おむつ (大人用)	1人×排泄が自分1人でできない人の割合×必要量／1日 ----- 県内要介護認定者 要介護3～5 13,069人 13,069人／県人口560,517人 (平成30年度当時)=0.023 必要量／1日=1人5枚 1人×0.023×5枚 = 0.115枚		2万4千人	2,760枚

品目	数値根拠		全体数量 (A×B)
	1人／日当たり単位数A	備蓄対象人数B	
⑫紙おむつ（子供用）	1人×乳幼児の割合×必要量／1日 乳児（0～2歳）13,162人 13,162人／県人口560,517人 （平成30年度当時）＝0.024 必要量／1日＝1人5枚 1人×0.024×5枚＝0.120枚	2万4千人	2,880枚
⑬救急医療セット	1人×1セット（10人用）／10世帯（≒30人） 10世帯に1セット （≒避難所収容人員の最少30人程度） 1世帯に負傷者が1人 1人×1セット／（2.70人×10世帯）＝0.037セット	2万4千人	888セット
⑭懐中電灯 （乾電池を含まない）	1人×1個／2世帯（2.70人×2世帯≒5人） 1人×1個／5人＝0.2個	2万4千人	4,800個
⑮ラジオ （乾電池を含まない）	1人×1台／5世帯（≒15人） 5世帯に1台 1人×1個／（2.70人×5世帯）＝0.074台	2万4千人	1,776台
⑯乾電池 （単1、単3）	1人当たりの懐中電灯・ラジオが使用できる最低数量 （例）懐中電灯@2本（単1）、ラジオ@2本（単3） 0.2×2本+0.074×2本＝0.548本	2万4千人	13,152本
⑰ブルーシート（#3000）	平成28年鳥取県中部地震において、発災初期の応急対策として必要だったと考えられる21,000枚を備蓄枚数とする。 規格 ・防水性を考慮し#3000とする ・大きさについては、用途や状況により必要サイズが変わることが想定されるため、3.6×5.4mを参考標準とする	—	21,000枚 （※4）
⑱ロープ （シート張り、救助用）	100枚×1巻／10枚（10世帯≒30人）／200人 200人当たりロープ1巻（100m）シート張10枚程度 100枚×1／10世帯／200人＝0.05巻 ※⑫（3）ビニールハウスロープに順次置き換える。	2万4千人	1,200巻
⑲タオル	1枚／1人 1日目に避難される避難者全員に1枚ずつ配布 24,000人×1枚＝24,000枚	2万4千人	24,000枚

品目		数値根拠		全体数量 (A×B)
		1人／日当たり単位数量A	備蓄対象人数B	
㊸ ウエットティッシュ		1袋(20枚入り以上)／1人又は2人	2万4千人	12,562袋 (※3)
		1 ウエットティッシュの標準規格 ・1袋当たりの容量(枚数)は20枚以上、シートサイズは 200×135mm 以上を標準とする ・ノンアルコールタイプ(対人専用又は対人対物用)、雑貨品の汎用ウエットティッシュ(無香料)を標準とする ・未使用状態で約3年の保存が可能なものを標準とする 2 ウエットティッシュの備蓄数量 ・0～2歳児及び要介護者(大人用紙おむつ利用者)は1人1袋(20枚入り)を配布・それ以外の人は2人1袋(20枚入り)を目安とする		
㊹ 衛生対策セット	(1) 歯磨きシート	1日2回(朝晩など)	2万4千人	48,000枚
		2枚／1人 (規格) 備蓄数量のうち、要援護者用として35%以上はノンアルコールタイプのものとする。		
	(2) 吸熱シート	避難者数×0.1	2万4千人	2,400枚
		0.1枚／1人 (規格) 吸熱時間が8時間以上のもの。		
	(3) ラップ	1本／10人	2万4千人	2,400本
		(規格) 幅30cm、長さ20m以上のものを備蓄すること。		
	(4) 使い捨てスプーン	1日3食	2万4千人	72,000本
		3本/1人		
	(5) 割りばし	1日3食	2万4千人	72,000膳
		3膳/1人		
	(6) アルコール消毒スプレー	2本/1避難所	—	400本
		(規格) アルコール濃度70%以上、容量300ml以上		
	(7) ポリ袋	1枚/1人	2万4千人	24,000枚
		(用途) 個人用のゴミ袋等 (規格) 縦200×横350以上		
㊺ ブルーシート張りセット	(1) UV 土嚢	4枚/ブルーシート1枚	—	64,000枚
		(規格) 縦600mm×横450mm以上、UV加工品		
	(2) 防水テープ	1巻/ブルーシート4枚	—	4,000巻
		(規格) 気密防水テープ 巾50mm×長さ20m以上		
	(3) ビニールハウスロープ	㊸ ロープから順次置き換える (規格) 巾10mm×長さ200m以上、LDPE・HDPE複合品の農業用ハウス押さえベルト	—	1,200巻

品目	数値根拠		全体数量 (A×B)
	1人／日当たり単位数A	備蓄対象人数B	
㊸簡易ベッド	1台/1人 ----- (規格) ・折り畳み式等で簡単に展開できること ・耐荷重が100kg以上あること (備考) 最大避難想定人数2万4千人の半数(1万2千人)分を県と市町村で分担して備蓄<県と市町村がそれぞれ6千人分(6千台)ずつ備蓄>	1万2千人	12,000台
㊹プライバシーテント・パーテーション	1張/2人 ----- (規格) ・折り畳み式等で簡単に展開できること ・4㎡以上の独立した空間を構築できること 広さがあること (備考) 最大避難想定人数2万4千人の半数(1万2千人)分を県と市町村で分担して備蓄<県と市町村がそれぞれ6千人分(3千張)ずつ備蓄>	1万2千人	6,000張

※1 トイレ本体の備蓄数の根拠

(A) 最大被害人口 (33,000 人) ÷ (B) 50 人/基ー (C) 県備蓄トイレ数 (92 基)

(A) 最大被害人口

鳥取県地震津波被害想定調査 表 6.4.3 下水道被害予測結果 に基づく下水道の機能支障人口約 33,000 人を備蓄対象とする。

(B) 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)に基づき、トイレの本体台数は 50 人当たり 1 基とする。

(C) 県備蓄トイレ数

仮設トイレ 47 基+簡易トイレ 45 基=92 基

$$33,000 \text{ 人} \div 50 - 92 \text{ 基} = 568 \text{ 基}$$

※2 袋・凝固剤の備蓄数の根拠

(A) 1 日目の備蓄対象人数× (B) 5 回/人

(A) 1 日目の備蓄対象人数

最大被害人口 (33,000 人) - 県備蓄トイレ使用者数 (92 基×50 人/基=4,600 人) =28,400 人

(B) 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)に基づき、1 人当たりの 1 日のトイレ回数を 5 回とする。

28,400 人×5 回/人=142,000 回分

※3 ウエットティッシュの備蓄数量の根拠

【ウエットティッシュの 1 人 1 日当たりの消費量の算出】

・0～2 歳児 (乳幼児)、要介護者 (大人用おしめ使用者) : お尻拭きとして使用

○汚物のふきとり (1 枚) + 仕上げふき (1 枚) = 1 回のおしめ交換で 2 枚必要

◎1 日 10 回のおしめ交換と想定する場合、10 回×2 枚 =20 枚 は必要

(社) 日本衛生材料工業連合会より

新生児用 S サイズは尿がでたらすぐに取り換えるのが理想 (1 日 10～12 枚)

M サイズからは昼間は 3 時間おき程度、夜間は 7～8 時間程度が目安 (1 日 7～8 枚)

・それ以外の人 : 食事前やトイレ使用後のお手拭、簡単な汚れ落としに使用

○避難時の簡単な汚れおとし 1 枚程度

○朝昼晩の食事の前にお手拭として使用 3 枚

○トイレ使用後のお手拭として使用 (1 日平均 6 回以上) 6 枚

◎1 日 10 枚 は必要

【考え方の整理】

・消費量算出根拠より、

0～2 歳児及び要介護者の 1 人 1 日当たりの消費量を 20 枚
それ以外の人消費量は 10 枚 と想定

消費枚数の算出（最大避難者数 24,000 人に占める割合で想定）

対象者	対象者	必要枚数の想定
0～2 歳児	564 人	1, 124 人×20 枚=22, 480 枚
要介護者 (大人用紙おむつ利用者)	560 人	
それ以外の人	22, 876 人	22, 876 人×10 枚=228, 760 枚
合計 251, 240 枚 ⇒ 12, 562 袋 (20 枚入り)		

※4 ブルーシート(#3000)の備蓄の根拠

【備蓄枚数】

平成２８年鳥取県中部地震において、発災初期（発災３日程度）の応急対策として必要だったと考えられる枚数を備蓄枚数とした。中部地震において必要だった枚数はさらに多いが、不足分については他県自治体等からの支援、協定締結企業、流通備蓄からの調達等により対応することとする。

【見直しにより県においても備蓄することとした経緯】

見直し前の防水シートは市町村において備蓄していただいていたが、市町村の負担を考慮し、見直し以前の備蓄枚数からの増加分（10,000枚）のうち半分（5,000枚）を県が備蓄することとした。

(防水シート : 11,000 枚 ⇒ ブルーシート(#3000) : 21,000 枚)

※5 液体ミルク導入にあたっての取扱い

【粉乳の一部の液体ミルクへの置き換え】

粉乳の備蓄目標数量を従来の2割を液体ミルクに置き換えて備蓄する。

ただし、15 町村は従来からの粉乳の備蓄割当が少ないため、上乘せで備蓄する。

【避難対象の乳児が1日に必要な液体ミルクの本数】

$$24,000 \text{ (備蓄対象人数)} \times 0.0153 \text{ (乳児の割合)} \times 6 \text{ (必要量/1日)} \div 2200 \text{ (1本=240ml)}$$

【液体ミルク備蓄数量】

備蓄及び運搬の際の容易さを踏まえ、一般的な飲料の1箱の本数である24本を最小単位として備蓄する。

(240ml 以外の製品については、240ml 相当量に換算した本数を必要数量とする。)

避難対象の乳児が1日に必要な液体ミルクの本数（下記参照＝2,200本）の2割となる444本を各市町村の人口比で按分した数量から、1箱（24本）単位で最も近い本数を備蓄目標数量とする。

ただし、割当て本数が24本に満たない15町村については、一律に1箱（24本）を備蓄する。